

国際農産物等市場構想推進事業実施要領

制定 平成 27 年 4 月 9 日 27 食産第 69 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 食産第 5905 号

農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 1 の（7）の国際農産物等市場構想推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5418 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 7 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げる者とする。

（1）第 3 の 1 の事業

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者、企業組合及び事業協同組合並びにこれらの者を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）

（2）第 3 の 2 の事業

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者、企業組合及び事業協同組合並びに協議会

- 2 協議会は、次に掲げる全ての要件を満たすときに限り、事業実施主体となることができる。

- （1）中央卸売市場又は地方卸売市場の市場開設者、卸売業者、仲卸業者、企業組合及び事業協同組合のいずれかに該当する者を代表団体に選定していること。
- （2）代表団体が、補助金交付に係る全ての手続き等を担うこと。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表第 1 の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 国際農産物等市場推進計画策定事業

国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場から国産の農林水産物・食品（以下「国産農産物等」という。）を輸出する構想（国際農産物等市場構想）の実現に向けた次の取組の支援を行う。

（1）国際農産物等市場推進計画策定検討事業

国産農産物等の輸出の実現に向けた市場関係者、学識経験者等による検討会を設け、輸出に向けた諸課題の調査・検討を行い国際農産物等市場推進計画を策定する。

(補助対象経費)

会場借料、印刷費、文献購入費、消耗品費、委員謝金・旅費、調査員手当・旅費、役務費、通信運搬費等

(2) 国際農産物等市場フィージビリティ調査事業

(1) の計画を策定するに当たって、当該市場の関係者、海外のバイヤー等を対象に輸出に関する課題の抽出、輸出有力産品や輸出のターゲットとなる購買層の特定等を行う。また、輸出品の鮮度保持及び積載効率のアップによるコスト削減のための配送・在庫管理・トレーサビリティ等に係る ICT を活用した物流管理システムの構築、混載による多品目・多品種の供給、CA コンテナ・多温度帯コンテナ等鮮度保持技術の活用、周年供給に向けた他市場や産地との連携等の実施による実証試験（マーケティング調査のための試験販売を含む。）等をメニューとしたフィージビリティ調査を行う。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、文献購入費、資料作成費、会場借料、委員謝金・旅費、報告書作成費、消耗品費、役務費、食材購入費、備品費、通信運搬費、海外バイヤー招へい費、システム設計費等

2 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業

国産農産物等の輸出にも対応できる検疫等の安全管理に関する施設や低温流通等の品質の維持管理に関する施設を卸売市場内又は市場外の物流施設内等にリース方式で導入する。

なお、導入する設備・機器は、低温保管設備、多温度帯輸送機器、燻蒸設備及び安全管理設備等とし、補助金額は当該設備・機器のリース料総額（ただし、リース期間又は耐用年数のいずれか短い期間を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

(補助対象経費)

リースに要する経費（設置工事費を含む。ただし、保守・管理費は含まない。）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 共通事項

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(2) 第3の2の事業

事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 事業実施上遵守すべき事項

第3の2の事業におけるリース契約等の実施に当たっては、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律

第179号)第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約をリース事業者と締結すること。

(2) (1)のリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から補助金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別記様式1により作成する補助金支払確認書とともに、速やかに事業承認者に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画(実施要綱第5の1の事業計画をいう。以下同じ。)は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1の(7)の国際農産物等市場構想推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の追加又は削除(委託先の変更を含む。)

3 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

(1) リース契約書の写し

- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

2 事業成果の報告

- (1) 国際農産物等市場推進計画策定事業の事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに事業承認者に提出するものとする。

ア 輸出実績

イ 目標を達成していく上での課題

- (2) 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業の事業実施主体は、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに事業承認者に提出するものとする。

ア 導入の成果及び課題

イ 各年3月末時点におけるリース料の支払状況

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。また、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第9 収益と補助経費の相殺

補助事業の実施により収益が発生した場合には、補助事業に係る経費から当該収益を差し引いて得た金額を補助対象経費とする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 卸売市場間ネットワーク形成推進事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4610号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

番 号
年 月 日

補助金支払確認書

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
名 称
代表者名 印

国際農産物等市場構想推進事業実施要領（平成27年4月9日付け27食産第69号農林水産省食料産業局長通知）第5の2の（3）のアの規定に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出します。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付してください。

別記様式 2（第 6、第 7 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職 氏 名 印

平成 年度国際農産物等市場構想推進事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- （注） 1. 関係書類として、別紙 1 又は 2 のうち実施事業に係るもの並びに別添 1 及び 2 を添付してください。
2. 変更の場合には、別紙の「実施計画書」の後ろに（変更申請）と追記し、冒頭に変更の理由を記載するとともに、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略してください。
3. 中止又は廃止の場合には、本様式中「実施計画書」の後ろに（中止（廃止）申請）と追記し、冒頭に事業を中止し、又は廃止する理由を記載してください。
4. 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について」とあるのを「事業実施結果に係る報告について」とし、別紙 1 又は 2 のうち実施事業に係るもの並びに別添 1 及び 2 に実績を記載してください。

別紙 1

平成 年度国際農産物等市場構想推進事業（国際農産物等市場推進計画策定事業）
実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	
経理担当者及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	

1 事業の目的等
※ どのように事業を展開し、農産物等の輸出の拡大に関してどのような成果を実現しようとするのか記載。
2 事業の背景となる市場ニーズ及びこれまでの取組
※ 取り組もうとする事業の背景となる市場ニーズや過去の実績等を記載。
3 事業の内容
※ 国際農産物等市場推進計画の策定にあたっての課題及びこれら課題を踏まえた実証調査の具体的な内容を記載。
4 事業の実施体制
実施体制図 ※ 委託を行う場合には、委託先の団体の名称及び概要並びに委託業務の内容を具体的に記載。 ※ 国際農産物等市場推進計画策定のための検討会と実証調査実施主体との役割分担について記載。

5 事業の実施スケジュール
6 期待される効果
※ 本事業の実施により目指す方向を記載。
7 行政施策等との関連性
※ 行政施策や市場運営との連携及び相乗効果について記載。
8 協議会の概要（別紙でも可）
ア 協議会の名称 イ 主たる事務所の所在地 ウ 代表者の役職名及び氏名 エ 設立年月日 オ 協議会のメンバー（名称、所在地、代表者氏名等） カ 設立目的 キ 添付書類 ① 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等 ② その他参考資料

別紙 2

平成 年度国際農産物等市場構想推進事業（卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業）
実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	
経理担当者及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	

1 事業の目的等				
※ どのように事業を展開し、農産物等の輸出の拡大に関してどのような成果を実現しようとするのか記載。				
2 事業の背景となる市場ニーズ及びこれまでの取組				
※ 取り組もうとする事業の背景となる市場ニーズを客観的データ等を踏まえて記載。 ※ 導入前年度の輸出実績及び今後の見通し(5年間)も併せて記載。				
3 輸出対応型品質管理のために導入する施設の設置場所				
ア 設置場所の名称 イ 設置場所の所有者 ウ 所在地 エ 設置場所の所有者が事業実施主体(構成メンバーを含む。)でない場合には、貸借関係が明らかとなる書類を添付。				
4 導入する設備・機器の内容				
設備・機器の名称	機 能	規模・能力	数 量	本体価格
				千円

5	リース料
---	------

設備・機器の名称	リース料総額	補助金相当額	支払期間	リース料額 (上段 月額) (下段 合計)

6	リース会社の名称及び概要
---	--------------

ア リース会社の名称及び代表者

イ 所在地及び電話番号

ウ 資本金

エ 主な株主

オ 関係書類 導入する設備・機器のパフレット、見積書の写し、複数の相見積り
(実績報告の際には、別紙の補助金支払確認書を添付してください。)

オ 関係書類 導入する設備・機器のパフレット、見積書の写し、複数の相見積り（実績報告の際には、別紙の補助金支払確認書を添付してください。）

7 実施スケジュール

※ 設備導入までのスケジュールを記載

8 実証の事業成果・効果の検証方法

※ 実績報告の際には設備の導入効果等を記載

別添 1

第 1 総括表

事業 種類	事業 細目	事業費	負 担 区 分		事業の 委 託	備 考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

2 別紙経費内訳書を添付してください。

別添 2

経 費 内 訳 書

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
	千円	千円	千円	
合 計				

- (注) 1 備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
- 2 事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金・旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

別記様式3（第7関係）

年 月 日

事業成果状況報告書

農林水産省食料産業局長 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職 氏 名 印

国際農産物等市場構想推進事業実施要領（平成27年4月9日付け27食産第69号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添) (第7の2の(1) 関係)

- 1 国際農産物等市場推進計画に基づく輸出実績の概要
※推進計画に基づき実施した輸出の実績について、輸出品目、輸出量及び輸出額等を記載してください。

- 2 今後の課題等
※推進計画に基づき目標を達成していく上での今後の課題や問題点等を記載してください。

- 3 その他

(別添) (第7の2の(2) 関係)

1 導入施設・機器の利用状況

※輸出実績についても計画時の見通しと併記して下さい。

2 導入の成果・効果

3 課題

4 リース料支払い状況

平成 年3月末時点

リース料 総 額	既支払リース料額		残 リ ー ス 料 額	
	補 助 金 分	每期支払分	支 払 期 間	リ ー ス 料 額
円 (うち消費税)			平成 年 月 ~ 平成 年 月 (支払回数 回) (最終) 平成 年 月	円 / 1 回 円
			合 計	円